



県章

滋賀県公報

令和7年(2025年)

12月26日

号外(6)

金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目

次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 選挙管理委員会規程

- ※政党助成法に基づく都道府県提出文書の閲覧等に関する規程..... 1
※政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧等に関する規程の一部を改正する規程..... 6

選挙管理委員会規程

政党助成法に基づく都道府県提出文書の閲覧等に関する規程をここに公布する。

令和7年12月26日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

滋賀県選挙管理委員会規程第3号

政党助成法に基づく都道府県提出文書の閲覧等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、政党助成法（平成6年法律第5号。以下「法」という。）第32条第5項の規定に基づき、同条第3項に規定する都道府県提出文書（以下「都道府県提出文書」という。）のうち滋賀県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）において受理したもののが閲覧および写しの交付について必要な事項を定める。

(都道府県提出文書の閲覧)

第2条 都道府県提出文書の閲覧は、県委員会の指定する場所において、執務時間中にしなければならない。

- 2 都道府県提出文書は、前項の場所以外に持ち出すことができない。
- 3 都道府県提出文書は、丁重に取り扱い、破損、汚損または加筆等の行為をしてはならない。
- 4 前3項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、または閲覧を禁止することができる。

(都道府県提出文書の写しの交付)

第3条 法第32条第5項の規定により、県委員会の受理した都道府県提出文書の写しの交付を請求しようとする者（以下この条において「請求者」という。）は、都道府県提出文書の写しの交付請求書（別記様式第1号。次項において「交付請求書」という。）を県委員会に提出しなければならない。

2 県委員会は、交付請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、県委員会は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

3 県委員会は、法第32条第5項の規定による請求を受けたときは、当該請求のあった日から15日以内に、当該請求に係る都道府県提出文書の写しを交付するものとする。ただし、前項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

4 前項の規定にかかわらず、県委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、県委員会は、請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間および延長の理由を都道府県提出文書の写しの交付期間延長通知書（別記様式第2号）により通知しなければならない。

5 法第32条第5項の規定による請求に係る都道府県提出文書が著しく大量であるため、当該請求があった日から60日以内にその全てについて第3項の規定による交付をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、県委員会は、当該請求に係る都道府県提出文書のうちの相当の部分につき当該期間内に第3項の規定による交付をし、残りの都道府県提出文書については相当の期間内に同項の規定による交付をすれば足りる。この場合において、県委員会は、同項に規定する期間内に、請求者に対し、都道府県提出文書の写しの交付期間特例延長通知書（別記様式第3号）により通知しなければならない。

(都道府県提出文書の写しの交付の方法)

第4条 都道府県提出文書の写しの交付は、都道府県提出文書を複写機により日本産業規格A列4番の大きさの用紙に複写したもの（白黒で複写したものに限る。）の交付により行う。

（都道府県提出文書の写しの交付に係る手数料の納付）

第5条 都道府県提出文書の写しの交付を受ける者は、滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）に基づく手数料を納付しなければならない。

付 則

この規程は、令和8年1月1日から施行する。

別記

様式第1号(第3条関係)

都道府県提出文書の写しの交付請求書

年 月 日

(宛先)

滋賀県選挙管理委員会委員長

氏名または名称(法人その他の団体にあっては、その名称および代表者の氏名)

住所または居所および電話番号(法人その他の団体にあっては、主たる事務所等の所在地)

〒

(- - -)

連絡先(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡先の住所、氏名および電話番号)

〒

(- - -)

政党助成法に基づく都道府県提出文書の閲覧等に関する規程第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり都道府県提出文書の写しの交付を請求します。

記

1 請求する都道府県提出文書の写し

年	政 党 支 部 の 名 称	枚数(※)
合 計		

(※) 写しの交付手数料 _____ 枚 × 10円 = _____ 円

2 写しの送付

 希望する (※) 郵便切手の額 _____ 円 希望しない

※印欄は、記入しないでください。

様式第2号（第3条関係）

都道府県提出文書の写しの交付期間延長通知書

滋選委第 号
年 月 日

様

滋賀県選挙管理委員会委員長

印

年 月 日付けの都道府県提出文書の写しの交付請求については、下記のとおり、政党助成法に基づく都道府県提出文書の閲覧等に関する規程第3条第4項の規定に基づき、交付の期間を延長することとしましたので通知します。

記

1 都道府県提出文書の写しの交付請求のあった政治団体の名称

2 延長後の期間

3 延長の理由

様式第3号（第3条関係）

都道府県提出文書の写しの交付期間特例延長通知書

滋選委第
年月
号

様

滋賀県選挙管理委員会委員長

印

年 月 日付けの都道府県提出文書の写しの交付請求については、下記のとおり、政党助成法に基づく都道府県提出文書の閲覧等に関する規程第3条第5項の規定に基づき、交付の期間を延長することとしましたので通知します。

記

- 1 都道府県提出文書の写しの交付請求のあった政治団体の名称
- 2 政党助成法に基づく都道府県提出文書の閲覧等に関する規程第3条第5項の規定を適用することとした理由
- 3 交付する期限

政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年12月26日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉 田 清 一

滋賀県選挙管理委員会規程第4号

政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧等に関する規程の一部を改正する規程

政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧等に関する規程（平成20年滋賀県選挙管理委員会規程第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「または政治資金監査報告書」を「、政治資金監査報告書または確認書」に改める。

第3条第1項中「次に掲げる事項を記載した書面」を「収支報告書等の写しの交付請求書」に改め、同項各号を削り、同条第4項中「書面」を「収支報告書等の写しの交付期間延長通知書」に改め、同条第5項中「すべてについて」を「全てについて第3項の規定による」に改め、「当該期間内に」の右に「第3項の規定による」を、「相当の期間内に」の右に「同項の規定による」を加え、「第3項」を「同項」に、「次に掲げる事項を書面」を「収支報告書等の写しの交付期間特例延長通知書」に改め、同項各号を削る。

別記様式第1号中「政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条の2第2項」を「政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧等に関する規程第3条第1項」に改める。

別記様式第2号中「交付の期限の延長について」を「収支報告書等の写しの交付期間延長通知書」に、「期限を」を「期間を」に改める。

別記様式第3号中「交付の期限の特例規定の適用について」を「収支報告書等の写しの交付期間特例延長通知書」に、「を適用することとしました」を「に基づき、交付の期間を延長することとしました」に改める。

付 則

この規程は、令和8年1月1日から施行する。